

第13回府中市市民活動推進協議会 会議録

(要旨)

- 開催日時 平成24年11月29日(木) 午前9時半から11時半
- 開催場所 府中駅北第2庁舎5階会議室
- 出席者 朝岡会長、佐藤委員、日笠委員、金子委員、長島委員、
西埜委員、久保田委員、竹内委員、横野委員、津田委員
- 欠席者 山崎副会長、中嶋委員、堺委員
- 傍聴者 3名
- オブザーバー 松木府中NPO・ボランティア活動センター事務局長
- 事務局 中川市民生活部次長兼市民活動支援課長、
岩田市民活動支援課長補佐、竹内支援係長、内藤事務職員、
鷹野事務職員
- コンサルタント 株式会社INA新建築研究所 楠部氏、牧氏

- 議事 開会
会長挨拶
会議録の確認について
議決事項
 - 1 府中NPO・ボランティア活動センターにおける支援機能について
 - 2 施設の管理運営等について
 - 3 図面の検討について
 - 4 その他
- 資料
 - 1 第12回府中市市民活動推進協議会会議録
 - 2 府中NPO・ボランティア活動センターにおける支援機能について
 - 3 施設の管理運営等について
 - 4 全体コンセプト、5・6階平面図、補足資料

議決事項の協議に入る前に、会長から次のような発言があった。

(会 長) 先日、総合計画審議会との関係で、会長として市長と面談した際に、市の財政が急激に悪化していく中、民営化が不可避であるならば、「市民営化」を基本に進めていただきたいと要望した。「市民営化」とは、単なるアウトソーシングではなく、市民の創意を活かして行政の受け皿となることであり、その実施には具体的な条件整備や「市民営化」を担う受け皿を育てる必要があると思われる。市のホームページで公開している「公共施設マネジメント白書」によると、本協議会で議論している府中駅南口再開発事業は、新給食センターや市役所新庁舎と共に市民へ大きな負担を与える一面もあるが、それ以上に市民にとって大きな価値を持つ施設となる必要があるため、各委員にも今後の協議にあたりご承知おきいただきたい。

議決事項

3 図面の検討について

本件については、議題の順序を変更し、先に協議することとした。

まず、事務局及びコンサルタントより図面等の資料に基づき説明がなされた後、各委員から次のような発言があった。

(会 長) 今回は、設計者の感性を活かした図面を作成してもらうため、仕様を細かく指定するよりもアイデアを提供するような形でご意見をいただきたい。なお、私としては、竣工後に用途の変更が生じても対応できるようなフレキシブルで自由度の高い設計、来館者が再訪したくなるようなお洒落な設計とする一方で、防音などの最低限の機能水準は保っていただきたいと思っている。また、地域FMラジオ局や、インターネットで地域情報を発信するSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）など、施設に来られる人も来られない人もつながれるような仕組みを提案することも可能であると考えている。それでは各委員よりご意見を伺いたい。

(委 員) 6階の青少年スペースに、武蔵野プレイスの青少年スペースと同様のコーディネーターを配した事務所機能を設置するのがよいと考える。

- (会 長) 管理上の提案として承る。
- (委 員) 起業支援コーナーにも管理人が必要であると思われるが、武蔵野プレイスでも管理人がいないように、常時配置しておく必要はないと考える。5階の事務所で管理を集約できればよい。
- (委 員) これらの管理は6階の共有事務室に常駐する職員が行えばよいと考えるがどうか。共有事務室はもっと表に出すのもよいと考える。
- (事務局) 共有事務室は市職員の事務室である。共有事務室を奥まった配置にしているのは、前面に出て来館者と応対するのは行政ではなく、市民感覚をもとに施設管理を担う中間支援組織であるべきと考えているためである。
- (委 員) 6階のみならず5階にも学習目的の青少年が集まると、本来の施設の使用目的からずれてしまうのではないか。
- (会 長) この施設の管理は指定管理者に委ねる想定なので、市職員がこのコーナーの管理を担うのは困難である。例えば、地域支援事務室を起業支援・個人有料利用コーナーの隣の会議室と入れ替えて、自治会連合会や社会福祉協議会等の地域を支える組織の方に常駐していただきながら、青少年スペースと起業支援・個人有料利用コーナーを見ていただくことも可能であると考え。青少年スペースが死角にならないような設計を考えていただきたい。
- (委 員) シニアのためのスペースも必要であると思うので、「青少年・高齢者スペース」とするのもよい。
- (会 長) 受験勉強のために来館する青少年に占有されるより、高齢者も含めたみんなが使える方がよいとのご意見であると思われるが、あえて青少年スペースとして設置する意味合いを事務局より説明願いたい。
- (事務局) 市民が集うスペースとして5階に交流スペースを設けているが、そこを青少年が占有することのないように、6階に青少年の居場

所を設けて住み分けを図ったものである。将来的に青少年が市民活動の担い手となっていくことを想定して居場所づくりをするのが狙いである。

(会 長) 6階の青少年スペースは、5階の市民活動交流スペースを占有されるリスクを避けるために、専用のスペースを設けたとのことである。青少年向けの催しを意識的に6階で開催して、青少年を6階に上がらせるのもよいと思われるが、運用面とも併せて考える必要がある。NPO・ボランティア活動センターのスタッフによるワークショップではどのような意見が出されていたか。

(NPO・ボランティア活動センター事務局長)

青少年に来館してもらいたいという意見の一方で、座席を占有されるのは問題であるとの意見もあった。また、青少年スペースは人の目が届かない場所には配置したくないという意見もあったが、エスカレーターの隣にあるため通行人の目があるから大丈夫であろうという結論となっている。

(委 員) 青少年スペースの設置は賛成である。

5階小ホールのホワイエが狭そうであり、開場前にホワイエから観客があふれる可能性がある。

(INA新建築研究所)

ホワイエの面積としては客席数に0.5㎡を乗じた数値が理想だが、今回の図面では1割程度不足している。チケットのもぎりはステージ入り口の横で行うことを想定している。待ち合わせ等により観客がホワイエからあふれる場合に備えて、当施設では用途の限定が少ない市民活動交流スペースをホール前に配置している。待ち合わせをしている方が市民活動の掲示を見ることにより活動への参加につながっていく効果も期待している。

(委 員) コンセプトの「おしゃべりからお祭りまで」とはどのような祭りを想定しているのか。府中市では、市民主体のイベントは「おまつり」、大國魂神社等の祭礼は「祭」と表記するのが通例である。

(I N A新建築研究所)

N P O ・ ボランティアまつり等の市民主体のイベントを想定している。

(委 員) 青少年スペースは中高生の利用が多いと考えられることから、管理運営上、間仕切りについては完全に仕切らずに隙間を作った方がよいと考える。また、市内には100人規模の収容人数がある会議室が不足していることから、6階の会議室(1)・(2)をつなげて使用できるように壁ではなく可動間仕切りを採用しているのはよいと思われる。

(I N A新建築研究所)

青少年スペースの間仕切りは、展示用に貸し出すことも想定している。間仕切りの素材については、外から内側が見えるよう、部分的にガラスを使用することも可能である。

(会 長) 座長ワークショップにおいて、大会議室は部屋の中央にある柱が撤去できないことと、2部屋をつなげる規模での使用が少ないと思われることから、間仕切りは不要ではないかという意見が出されている。

(委 員) 青少年スペースを展示スペースとして貸し出すと、その期間中は青少年の居場所がなくなってしまうので、展示は他の場所で行うのがよいのではないか。

(会 長) 青少年スペースは運用上の問題が大きいが、様々な運用方法が考えられる。他の自治体では、利用する中高生がグループをつくり自分たちで管理を行っている事例があると聞いている。青少年がスペースに集まるだけでなく、集まってきた青少年に対するロビーワークも実施する必要があると考える。

(委 員) 青少年スペースの利用者としては小学生も想定しているのか。

(事務局) 小学生は学習目的よりも遊ぶために公共施設に来館することが多いと予想されるので、保護者とともに来館して5階を利用することが多いものと想定している。

- (会 長) この施設は誰でも来ることができ、誰も排除されないことがコンセプトにあり、小学生も例外ではない。ただし、小学生の施設利用は大人が目が届く場所が望ましいと思われるので、キッズスペースやサポートセンターの前などに小学生が集まりやすい仕掛けを作って誘導すればよいと考える。一方、6階の青少年スペースの利用者層は、中高生から大学生くらいまでが想定される。
- (委 員) 5階の総合情報センターにはどのような機能があり、管理は行政が担うのか、市民が担うのか。
- (事務局) 総合情報センターは広報課が所管するスペースであり、現在、京王線府中駅の構内にある市政情報センターが機能を拡充して移転することとなる。職員が配置されるのかどうかは未定であるが、市民活動サポートセンターや国際交流サロンと情報交換を行いながら、それぞれ連携していくことと想定している。
- (会 長) 総合情報センターについては、市政のPRや住民票等を発行するだけの機能にとどまらず、市役所に行かなくてもある程度の用事が済ませられるようなワンストップオフィスにしていきたいと考えている。起業支援・個人有料利用コーナーを利用する起業家なども、相談や手続きに市役所まで出向く必要がなくなる。一方で6階の共有事務室は市役所施設の一部であり、本協議会の対象外ではあるが、協働の担当部署が入るものと認識している。
- (委 員) 「休憩コーナー（青少年スペース）」にどのような機能を持たせるべきかについても本協議会で議論すべきであると思うが、その機会はあるのか。
- (会 長) 議題の一つに「施設の管理運営等について」が含まれているので議論できない訳ではないが、本日は設計上で最低限必要な使い方の方の議論に止めたい。ハード面が固まった後で機能を細かく詰めることも可能である。
- (事務局) 施設の全てをこの協議会で決定するのは困難であるため、どのようなスペースが必要なのかという点を中心にご議論いただきたい。

(委員) 青少年スペースに併記されている「休憩コーナー」の表記は不要と考えるがどうか。

(事務局) 青少年が学校へ通っている時間は青少年専用にする必要がないことから、時間を区切って青少年以外の方も利用できるように、敢えて記載したものである。

(委員) 青少年スペースの設置については賛成する。可動間仕切りにより多目的な使用ができるのもよい。

(会長) 直接的な管理責任は指定管理者にあるとしても、利用者である青少年自身がグループを作ってスペースの管理運営をするという仕組みが効果的であると考え。学校に行けない青少年もいることから、「休憩コーナー」という位置づけにはせず、青少年の利用を中心に据えるべきであると考え。また、青少年スペースの向かいにある商品テスト・料理教室をサイエンススタジオとして利用したり、青少年向けのサイエンスカフェとして利用したりすることなども可能と思われる。府中には大学も多く、科学と市民との接点の場にもなる。

(委員) 商品テスト・料理教室の壁面をガラス張りとするについては、同じくガラス壁を採用しているルミエール府中の料理講習室の利用団体からも、部屋の外を歩いている方が活動に関心を持ってくれる利点があると聞いており、望ましいものと考え。

(委員) 小ホールの避難経路は災害時に対応できるものとなっているか。

(I N A新建築研究所)

小ホールの避難経路に関しては、建築基準法等で定める最新の構造基準を満たしており、建築確認も受けている。

(会長) ハードだけではなく、職員による避難誘導訓練などのソフト面での対応も必要と考える。

(委員) 喫煙所がないが、分煙可能な喫煙所は設置しないのか。

(I N A新建築研究所)

他市の公共施設では、設計段階では計画していても、実際には設置されない場合が多い。

(委 員) 依然として企業関係者の喫煙率は高い。企業によるイベント開催時には、喫煙所がないとクレームにつながる場合もある。

(委 員) 施設管理者が喫煙を許可していると容易に判別がつくような場所に喫煙所を設置することが望まれる。

(事務局) 当初の図面では5階にも喫煙所の設置を計画していたが、4階に喫煙所が設置される予定であるとのことから、現在の図面からは削除した。

(会 長) 原則としては喫煙者も排除すべきではないが、公共施設の喫煙所は減少する方向にあり、喫煙者には4階の喫煙所を使用してもらうことも含め、検討を要する。

(委 員) 5・6階の利用者が4階の喫煙所を使用することについて、4階のテナントから苦情が出るおそれはないか。

(会 長) 共益部分であれば、その可能性はないと考える。

(委 員) くるるの映画館に設置されている喫煙室は、室外に煙が漏れない好例である。

(会 長) 喫煙所を設置する場合には、完全な分煙を行えることが条件となる。

(委 員) 広域FMのスタジオをこの施設に移設する場合、必要な設備やスペースを確認したい。

(会 長) 広域FM局の移設について、事務局から経緯を説明していただきたい。

(事務局) 府中市内で広域FM局を開局したいという方から市の担当部署に相談があったが、まだ検討段階で関係省庁の認可も下りていない状況であると聞いている。防災面等で有益という考えもあるが、今後、実施設計の際にその時の状況も踏まえて改めて検討する必要があると考えている。

(NPO・ボランティア活動センター事務局長)

市民メディアの研究会において、多摩地域でミニFMの運営者から、将来的に府中市内に新たなコミュニティFM局を作りたいという発言があった。

(会長) FM局を設置する場合にハード面で必要となるものは何か。

(INA新建築研究所)

雑音を遮断するために防音の設備が必要と考える。実施設計の段階で組み込むことも可能だが、二重床の採用など加重がかかる設計の場合には、建物全体の構造計算にも影響する。

(会長) FM局の移設については、現段階で決定する必要はなく、このような選択肢を残しながら議論を進めたい。FM局は災害時などに市民自身が協力し合い、ボランティアで活動する際の情報発信をするのに有益である。併せて、FM局の収入源として、広告収入や司会業など、運営に携わる人の仕事を生み出していくことも検討する必要がある。

コンサルタントには、今回の協議会で出された意見のうち反映できるものは反映して、次回の協議会で再度図面を提案していただきたい。各委員には引き続き様々な方向性からご意見を出していただきたい。

なお、本日協議しなかった議決事項は、次回の協議会で議論することとする。

4 その他

事務局より、報告書を検討する日数が足りないため、協議会の開催日数を1日追加したいので、今後、各委員と日程調整をさせていただきたいと考えている、との説明がなされた。

次回の会議日程

日時：12月6日（木）午後2時～

会場：府中駅北第2庁舎5階会議室

第13回府中市市民活動推進協議会

日 時 平成24年11月29日（木）
午前9時30分～
場 所 府中駅北第2庁舎5階会議室

会議次第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 会議録の確認について

議決事項

- 1 府中NPO・ボランティア活動センターにおける支援機能について
- 2 施設の管理運営等について
- 3 図面の検討について
- 4 その他

府中NPO・ボランティア活動センターにおける支援機能について

(24.11.29)

1 府中市におけるNPO・ボランティア活動の支援施策について

(第5次府中市総合計画後期基本計画【平成20年度～25年度】より)

(1) 施策の目的

＜市民主体のまちづくりの実現＞

- ① 市民のNPO・ボランティア活動に対する理解と参加の促進
- ② NPO・ボランティア団体、企業や学校における社会貢献活動がより活発に行われるような環境の整備**及びコーディネート**
- ③ 各団体のネットワークの構築

(2) 施策の現況と課題

【現況】① NPO・ボランティア団体数は年々増加している。

② 市民活動に参加する市民は増えている。

【課題】① さらに多くの市民の理解と参加を促進できるよう、情報提供や支援を充実していく必要がある。

② 活動拠点を求めているNPO・ボランティア団体が多くあることから、活動場所の提供について検討する必要がある。

③ **団体が自主財源を確保するための検討をする必要がある。**

④ **地域課題の解決に主体的にかかわる団体の育成を図る必要がある。**

(3) 施策の方向性

【施策展開】

NPO・ボランティア団体の活動の周知や活動拠点のあつ旋、**補助事業**など、団体が自立していくための支援を行い、市民が市民活動に参加しやすくなるよう、情報提供を含めたコーディネート機能の充実を図る。

【主な取組内容】

- ① ボランティア活動にかかわるコーディネートの充実
- ② 市民主体による府中NPO・ボランティア活動センターの運営
- ③ 府中NPO・ボランティア活動センター以外の活動拠点の整備

2 府中NPO・ボランティア活動センターにおける支援機能の現状と課題について

(1) 相談窓口機能

主な業務：センター利用登録受付、団体運営相談、情報提供など

課題：① 市民に対する「市民活動」の周知・啓発の強化、団体以外の市民によるセンターの利用・来館の増加

⇒ ・各地域における市民向け周知イベント等の開催

- ② 団体数の増加に対応するための効率的な体制づくり
- ⇒ ・ **アウトソーシング（外部資源の活用）の推進**
- ・ **センター運営ボランティア制度の実施**

(2) コンサルティング・課題解決機能

主な業務：NPO法人設立ガイダンス・個別相談、経理・パソコン相談、
団体設立支援など

- 課題：① 税務・登記等の専門知識を要する相談への対応
- ⇒ ・ **各行政機関（税務署・法務局等）との連携**
 - ・ **専門家（税理士等）とのネットワーク構築**
 - ・ **団体向けの集合研修等の実施**
- ② 団体主催事業の運営に関する個別相談への対応
- ⇒ ・ **事業運営マニュアル等の作成**

(3) 情報収集・提供機能

主な業務：NPO・ボランティア団体情報の収集・提供、広報誌の発行、
各種イベントにおけるPR、助成金情報の収集・提供など

- 課題：① 情報提供媒体の確保（市広報の紙面減少等への対応）
- ⇒ ・ **既存情報媒体の利用促進（コミュニティサイト等）**
 - ・ **新たな情報媒体の活用（ブログ・メールマガジン等）**
- ② 団体情報の更新頻度の向上
- ⇒ ・ **団体自身による団体情報更新の仕組みの構築**
- ③ 登録団体の情報提供の充実
- ⇒ ・ **団体の活動内容等を多くの市民に周知するための新たな媒体の検討**

(4) 交流・ネットワーク機能

主な業務：団体間交流の機会の提供（つながりカフェ等）、学校・企業・
市関係機関とのネットワーク構築、行政機関とのネットワーク
構築、市外の間接支援組織等とのネットワーク構築など

- 課題：① 団体間交流の拡充
- ⇒ ・ **より多くの団体や市民が交流できる機会（シンポジウム開催後の交流会等）の提供**
 - ・ **団体同士のマッチングの実施**
- ② ネットワークの活用
- ⇒ ・ **団体と各機関とのマッチングの実施**
 - ・ **構築したネットワークを活用した事業の実施**

(5) 人材育成（学習）機能

主な業務：講座の開催、市民活動啓発イベント（NPO・ボランティアまつり等）の開催、各種イベントにおける市民活動の啓発活動、NPOとの協働推進事業等を通じた団体育成など

課題：① コミュニティビジネスの推進施策の実施

- ⇒ ・コミュニティビジネス（創業・経営）啓発講座の開催
・コミュニティビジネスの運営相談体制の確保

② 講座受講者のフォロー体制の確保

- ⇒ ・連続講座やフォローアップ講座の開催
・講座終了後の受講者に対する活動支援

③ 団体育成機能の拡充

- ⇒ ・団体が団体を支援する仕組みの構築

(6) 活動拠点・機材提供機能

主な業務：会議室・設備・備品等貸出など

課題：団体数の増加に伴う活動拠点の拡充

- ⇒ ・民間施設の空きスペース等に関する情報の収集・提供
・自治会保有施設の活用等に関する調整

3 府中NPO・ボランティア活動センターにおける支援機能の強化について

(1) コミュニティビジネス支援機能の強化

(2) NPO・ボランティア団体の活動支援及びNPO・ボランティア活動への市民参画促進のためのコーディネーターの養成

(3) NPO・ボランティア団体への市民の参画を促進する環境の整備

(4) NPO・ボランティア活動に対応する相談体制の一元化（新たな施設におけるセンターと市行政の両方の支援窓口の設置）

施設の管理運営等について

1 施設全体に関する確認事項

- (1) 5・6階の管理運営業務の担い手として、市内のNPO法人など市民を中心とした新たな受け皿づくりを進めていく。
- (2) 今回の施設には既存施設にない特徴を持たせることとし、特定の方だけではなく多くの方に利用されるような施設にする。

2 施設の管理運営等に関する検討事項

(1) 施設の管理運営団体について（上記「施設全体に関する確認事項」より）

- ・ 市民を中心とした管理運営の受け皿づくり
 - A 施設の管理運営については、市直営（一部事務の民間事業者等への委託は可能）とすべきか、指定管理者制度を導入すべきか
（市の指針では、新規施設では指定管理者制度の導入を積極的に検討）
 - ※ 指定管理者制度のメリット・デメリット
 - メリット 民間事業者のノウハウを活用できる
管理運営経費の削減が期待できる
 - デメリット 短期間で管理者が代わるとノウハウが蓄積されない
業務を協定書で規定するため、弾力的な運営が困難
 - B 管理運営業務の担い手となる新たな受け皿とはどのような団体か
条件：市内のNPO法人など市民が中心となって構成される団体
中間支援組織としての機能を持つ団体 など

(2) 施設の利用制度について（第3分科会協議結果報告書より）

- ・ 団体登録制度の実施の是非
 - ※ 団体登録制度のメリット・デメリット
 - メリット 団体情報の把握により団体紹介・マッチングが可能
各団体の施設の利用機会を均等化しやすい
 - デメリット 登録団体中心の施設運営となりやすい
団体情報の更新時に各団体の手間が発生する
- ・ 利用機会の均等化の実施の是非
利用料金の減免制度の実施、利用回数制限の設定

(3) 施設の管理運営方法について（第3分科会協議結果報告書より）

- ・ 3つの機能（市民活動サポートセンター、小ホール及びホワイエ、コミュニティセンター）の一体的な管理運営の実施の是非

- (4) 施設の管理運営予算について（第1分科会協議結果報告書より）
- ・ 管理運営予算の確保
講座受講料の徴収
講座開催時に企業から社会貢献活動の一環として物資・人材の提供を受ける
管理運営団体による自主事業の実施（以下参照）
 - ・ 自主事業の実施の是非
小ホールにおける自主事業（興業の主催）については、リスクや専門性の問題も考慮して実施を検討する必要がある。また、自主事業を実施するためには運営予算を増額する必要がある。
- (5) 施設の機能について（第1分科会協議結果報告書より）
- ① 総合相談窓口機能
 - ・ 窓口へ来ない人への働きかけ（ロビーワーク）
 - ・ 来館者用受付と施設管理者事務室の一体化（施設管理者が兼務）
 - ② コンサルティング・課題解決機能
 - ・ マッチング機能の「見える化（PR）」による相談件数の増加
 - ・ 外部の人材の活用、業務の外部委託
 - ③ 情報収集・提供機能
 - ・ 団体情報は、紙媒体の閲覧スペースを設置するのではなく、ロビーにパソコンを設置して電子媒体で閲覧できるようにする。
 - ・ 団体情報のメンテナンスに団体自身がかかわっていく仕組みづくり
 - ④ 交流・ネットワーク機能
 - ・ 運営協議会など利用団体が施設運営に携わる仕組みづくり
 - ・ 漠然と何かをやりたい人を対象としたワークショップ等の開催
 - ・ 団体同士の交流の場の設定
 - ⑤ 人材育成（学習）機能
 - ・ 講座等の開催を通じた団体及び次世代の市民活動の担い手の育成
 - ・ 次世代の市民活動の担い手である青少年のたまり場としてロビーに学習スペースを設置
 - ・ 講座開催時の宣伝と技術協力を兼ねた民間事業者の協力の確保
 - ⑥ 活動拠点・機材提供機能
 - ・ 民間業者の活用による印刷機及びコピー機の利用料軽減
- (6) 「小ホール（仮称）及びホワイエ」の管理運営等について
- ① 「小ホール（仮称）及びホワイエ」の機能について（活用方針より）
 - ・ 市民活動の発表を始めとした各種イベントのほか、プロジェクター、スクリーン等を設置し、シアターとしても利用可能な施設とする。
（200～300席程度）

- ② 「小ホール（仮称）及びホワイエ」のあり方について（第2分科会協議結果報告書より）
- ・ 市民が気楽に訪れることができる仕組みづくり
市民活動団体の発表、企業の展示会、入学式等
施設の自主事業、市・NPO団体主催のイベント
ホワイエを活用した美術品の展示、写真展・絵画展等
- ③ 小ホールの利用目的について（第2分科会協議結果報告書より）
- ・ 市民活動団体の利用目的（音楽、演劇、講演会など）と企業等の利用目的（講演会、展示会、見本市など）の双方を満たすため、「多目的ホール」とする。
- ④ 「小ホール（仮称）及びホワイエ」の管理運営方法について（第2分科会協議結果報告書より）
- ・ 市民団体を中心とした管理運営
市民団体がホールの管理運営にかかわっていく仕組みについて検討する。例えば、市民が運営主体となるだけでなく、監査役や運営協議会委員としてかかわることも想定される。